



広島県報

定期
第16号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

告示

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定……………(環境対策室)……………二

昭和五十年広島県告示第五百二十七号(水質汚濁に係る環境基準の類型指定)の一部を改正する告示……………()……………二

昭和五十一年広島県告示第三百二十三号(水質汚濁に係る環境基準の類型指定)の一部を改正する告示……………()……………二

昭和五十四年広島県告示第二百五十六号(水質汚濁に係る環境基準の類型指定)の一部を改正する告示……………()……………二

昭和四十八年広島県告示第七十一号(騒音の規制に関する定め)の一部を改正する告示……………()……………二

(以上県法規登載)

漁業の免許の内容たるべき事項などの定め……………(漁業調整室)……………二

保安林予定森林にする旨の通知(三件)……………(治山室)……………三

保安林予定森林……………()……………四

車両制限令の規定による通行する車両の総重量の最高限度を二十五トンとする道路の指定……………(道路保全室)……………四

車両制限令の規定による通行する車両の高さの最高限度を四・一メートルとする道路の指定……………()……………五

道路の区域変更(六件)……………()……………六

道路の供用開始(四件)……………()……………八

昭和三十九年広島県告示第六百十四号(広島県屋外広告物条例による地域、場所、物件の指定)の一部を改正する告示……………(都市総務室)……………八

(県法規登載)

都市計画の変更……………(都市企画室)……………八

都市計画事業の事業計画の変更の認可(二件)……………(都市整備室)……………九

公 告

特定非営利活動法人の認証申請……………(県民文化室)……………九

大規模小売店舗立地法の規定による県の意見(二件)……………(地域産業振興室)……………九

第五種共同漁業における漁業権者が実施すべき増殖基準の設定……………(漁業調整室)……………〇

県営土地改良事業の工事の完了……………(土地改良室)……………〇

開発行為に関する工事の完了……………(開発指導室)……………〇

土地改良事業計画変更協議の適否決定(市町村)……………(尾三地域事務所)……………〇

土地改良区の役員就任及び退任……………(備北地域事務所)……………一

教育委員会教育長告示

平山郁夫美術館に係る博物館登録原簿の登録の変更……………()……………一

平成十八年度における広島県立吉田少年自然の家受入指導業務委託契約及び広島県立福山少年自然の家受入指導業務委託契約の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等……………()……………二

人事委員会規則

深品環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則……………()……………五

(県法規登載)

公安委員会告示

遊技機の型式の検定の告示……………()……………五

収用委員会公告

土地収用の裁決手続の開始の決定……………()……………六

告示

広島県告示第二百六号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）別表2の1の②に掲げる類型をいう。以下同じ。）を次の表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

水 域	該当類型	達成期間	暫 定 目 標
渡之瀬ダム貯水池（渡之瀬貯水池）（全域）	湖沼（全窒素の項目の基準値を除く。）	イ	平成二十二年年度までに全燃〇・〇一四（単位：リットルにつきミリグラム）
温井ダム貯水池（龍姫湖）（全域）	湖沼（全窒素の項目の基準値を除く。）	イ	
湖沼 A		イ	
帝釈川ダム貯水池（神竜湖）（全域）	湖沼（全窒素の項目の基準値を除く。）	イ	
湖沼 A		ハ	

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- 「イ」は、直ちに達成
- 「ハ」は、五年を超える期間で可及的速やかに達成
- 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。

広島県告示第二百七号

昭和五十年広島県告示第五百二十七号（水質汚濁に係る環境基準の類型指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

表中「滝山川」の下に「温井ダム貯水池の水域に係る部分を除く」を加える。

広島県告示第二百八号

昭和五十一年広島県告示第三百二十三号（水質汚濁に係る環境基準の類型指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

表中「玖島川」の下に「渡之瀬ダム貯水池の水域に係る部分を除く」を加える。

広島県告示第二百九号

昭和五十四年広島県告示第二百五十六号（水質汚濁に係る環境基準の類型指定）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

表中「帝釈川」の下に「帝釈川ダム貯水池の水域に係る部分を除く」を加える。

広島県告示第二百十号

昭和四十八年広島県告示第七十一号（騒音の規制に関する定め）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

別表第一安芸高田市の部第二種区域の項中「及び字中河原」を「字中河原・字堀・字神ノ木及び字河本」に改める。

広島県告示第二百一十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の定めによって、漁業の免許の内容たるべき事項などを次のとおり定めた。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

免許予定日 平成十八年六月五日

存続期間 免許の日から平成二十五年十二月三十一日まで

申請期間 平成十八年三月二日から同年五月一日まで

- 一 公示番号 内水共第五十七号
- 二 免許の内容たるべき事項

漁業種類	名 称		時 期
	あゆ漁業	つなぎ漁業	
第五種共同漁業	あゆ漁業		四月一日から十一月三十日まで
	つなぎ漁業		一月一日から十二月三十一日まで

1 漁業種類、名称及び時期

2 漁場の位置及び区域

漁場の位置 廿日市市友田、峠、永原、玖島、大野鴉ヶ岡地先(小瀬川水系)
 漁場の区域 次のアイを結んだ直線から上流、ウエを結んだ直線から下流の玖島川の区域。ただし、あゆ漁業については、次のオ力を結んだ直線から下流の玖島川(渡ノ瀬貯水池)の区域を除く。

基点 ア 廿日市市中国電力(株) 渡ノ瀬貯水池堰堤上流側右岸付け根
 イ 〃 左岸付け根

ウ エから玖島川の流れに直角に対岸を見通す線と対岸との交点

エ 大町川と玖島川との合流点における大町川左岸

オ 廿日市市中国電力(株) 渡ノ瀬貯水池右岸中央鼻北端

カ オから七十九度を見通す線と県道四十二号線との交点(護岸暗渠中央)

三 地元地区 廿日市市玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、栗栖、虫所山、中道、飯山

広島県告示第二百十二号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市本郷町字甲山一〇、一一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第二百十三号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市川北町字河西二二四一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第二百十四号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市西城町熊野字熊野谷五二七の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

広島県告示第二百十五号

次の森林を保安林予定森林にした。
平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

広島市安芸区阿戸町押谷山二八六の四一、二八六の八一、三〇四、三〇六の一、字押谷一八五二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字押谷山二八六の四一・二八六の八一・三〇四・三〇六の一・字押谷一八五二(以上五筆)について次の図に示す部分に限る。)
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

広島県告示第二百十六号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定によって、通行する車両の総重量の最高限度が、二十五トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて当該車両の通行により道路に生ずる応力を勘案して国土交通省令で定める値である道路を、次のとおり指定する。
平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道三二七号	尾道市因島田熊町四八六一地先西瀬戸自動車道因島南インターチェンジから 尾道市因島中庄町四七〇三番一地先まで
県道三原東城線	府中市上下町二〇二九番地先から 庄原市東城町川西字榎ヶ坪二二二番一地先一般国道一八二号交点まで
県道吉舎油木線	府中市上下町二森一三三番三地先から 神石郡神石高原町大字安田四〇五番三地先一般国道一八二号交点まで
県道広島三次線	安芸高田市向原町二三三七番地先広島市境から 三次市下志和地町五五二番一地先一般国道五四号交点まで
県道馬木八本松線	東広島市西条町田口字西中郷一一九六番一地先から 東広島市八本松町原九三七二番一地先一般国道二二号交点まで
県道志和インター線	東広島市志和町冠字嵯峨一六〇番一地先から 東広島市八本松町大字飯田字大山一九〇七番一地先まで
県道松永新市線	福山市新市町大字相方一四〇番一地先から 福山市新市町大字戸手二四五八番地先一般国道四八六号交点まで
県道下御領新市線	福山市新市町大字戸手一五七番一地先まで 福山市新市町大字戸手一五七番一地先まで
県道廿日市港線	廿日市市下平良二丁目一〇六七番二地先から 廿日市市串戸一丁目一番三五地先一般国道二二号交点まで
県道福山港松浜線	福山市曙町二丁目一番一地先から 福山市一文字町一六番六地先まで
県道中庄重井線	尾道市因島中庄町四七〇三番一地先一般国道三二七号交点から 尾道市因島中庄町三八八〇番一地先西瀬戸自動車道因島北インターチェンジまで
県道中野駅家線	福山市加茂町下加茂一二〇三番地先から 福山市加茂町中野二四七番五地先一般国道一八二号交点まで

二 指定する期日

平成十八年四月一日

広島県告示第二百十七号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定によって、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートル以下である道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第十条第一項の規定によって、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤田雄山

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道二号	尾道市栗原町字東長田五三六番一地从先から尾道市正徳町三〇番七地先まで
一般国道一八五号	三原市皆美四丁目四番二地先一般国道二号交点から三原市幸崎町能地五五五番一地先三原市境まで
一般国道一八六号	大竹市北栄四一六番二地先一般国道二号交点から山県郡安芸太田町字門田六一番六地先中国自動車道戸河内インターチェンジまで
一般国道一八六号	山県郡北広島町細身字藤屋九三九番地先県道安佐豊平芸北線交点から山県郡北広島町荒神字棒路三八番二地先鳥根境まで
一般国道三七五号	東広島市西条町御園字上組四二一六番一地从先から東広島市西条町大字吉行六四二番一地先まで
一般国道四三三号	竹原市竹原町字北堀一五四九番一地先一般国道一八五号交点から竹原市新庄町字舟木屋一三六五番一地先一般国道二号交点まで
一般国道四八七号	江田島市能美町中町字黒管五〇〇三番一地从先から江田島市能美町鹿川字中郷二七六八番三地从先まで
県道井原福山港線	福山市大門町字坂里一一七番地先岡山県境から福山市引野町字沖浦五八一一番六地先まで
県道浜田八重可部線	山県郡北広島町新庄字安免一三三一六番五地先中国自動車道広島浜田線大朝イオンターチェンジから山県郡北広島町大朝字下正理一六八八番二地先まで
県道浜田八重可部線	山県郡北広島町大字有田字明神一一七七番地先中国自動車道千代田インターチェンジから安芸高田市八千代町一三三五番七地先一般国道五四号交点まで

二 指定する期日

平成十八年四月一日

県道旭戸河内線	山県郡北広島町奥中原字須廻り一二番地先一般国道一八六号交点から山県郡安芸太田町字中野原三八〇番二地先一般国道一九一号交点まで
県道三原東城線	府中市上下町二〇九二番地先から庄原市東城町川西字榎ヶ坪二二一番一地先一般国道一八二号交点まで
県道呉平谷線	呉市中央一丁目四番九地先一般国道三二一号交点から安芸郡熊野町大字平谷字深銅八八七番一地先まで
県道安芸津下三永線	東広島市安芸津町三津字神山一六四九番五地先一般国道一八五号交点から東広島市西条町下三永字前境二二五番二地先一般国道二号交点まで
県道高田沖美江田島線	江田島市江田島町江南一丁目二〇一四番地先から江田島市能美町中町字黒管五〇〇三番一地先一般国道四八七号交点まで
県道広島三次線	安芸高田市向原町二三三三七番地先広島市境から三次市下志和地町五五二番一地先一般国道五四号交点まで
県道安佐豊平芸北線	山県郡北広島町移原字下松本七八番四地先から山県郡北広島町細身字藤屋九三九番地先一般国道一八六号交点まで
県道江田島大柿線	江田島市大柿町大君塩形八七九番一地先国道四八七号交点から江田島市江田島町江南一丁目二〇一四番地先まで
県道呉環状線	呉市郷原町惣上六七〇三番一地先一般国道三七五号交点から呉市焼山中央二丁目二五二六番六地先まで
県道馬木八本松線	東広島市西条町田口字西中郷一一九六番一地从先から東広島市八本松町原九三二番二地先一般国道二号交点まで
県道芸北大朝線	山県郡北広島町大朝字下正理一六八八番二地从先から山県郡北広島町移原字下松本七八番四地先まで
県道志和インター線	東広島市志和町冠字嵯峪一六〇番一地从先から東広島市八本松町大字飯田字大山一九〇七番一地先まで
県道松永新市線	福山市新市町大字相方一四〇番一地从先から福山市新市町大字戸手二四五八番地先一般国道四八六号交点まで
県道下御領新市線	福山市新市町大字戸手一六〇二番一地从先一般国道四八六号交点から福山市新市町大字戸手一一五七番一地先まで
県道福山港線	福山市手城町千間土手三三三三番六地先一般国道二号交点から福山市引野町字沖浦五八一一番六地先まで
県道下三永吉川線	東広島市西条町田口字西中郷一一九七番一地从先から東広島市田口研究団地七二二番一地先まで
県道水呑手城線	福山市南手城町四丁目一一八〇番一地从先から福山市曙町一丁目一四〇番一地先まで
県道中野駅家線	福山市加茂町下加茂一二〇三番地先から福山市加茂町中野二四七番五地先一般国道一八二号交点まで

において、平成十八年三月十六日までの間、縦覧に供する。

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 一般国道
路線名 一九一号
道路の区域

区	間		別新旧	敷地の幅員	延長	備考
	新	旧				
山県郡安芸太田町大字坪野字附ケ地二一五番一地从先から 山県郡安芸太田町大字坪野字附ケ地二一四番一地从先から	八・七〇	八・七〇	旧	メートル	四一・〇〇	拡幅 一般国道四三 号と重複
	一三・五〇	一三・五〇	新	メートル	四一・〇〇	

道路の種類 一般国道
路線名 四三三号
道路の区域

区	間		別新旧	敷地の幅員	延長	備考
	新	旧				
山県郡安芸太田町大字坪野字附ケ地二一六番一地从先から 山県郡安芸太田町大字坪野字附ケ地二一六番一地从先から	八・七〇	八・七〇	旧	メートル	四一・〇〇	拡幅 一般国道一九 号と重複
	一三・五〇	一三・五〇	新	メートル	四一・〇〇	

広島県告示第二百二十一号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成十八年三月十六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道
路線名 呉環状線
道路の区域

区	間		別新旧	敷地の幅員	延長	備考
	新	旧				
呉市焼山町字吉折敷六〇五番八五地先から 呉市焼山町字吉折敷六〇五番八五地先から	五・七〇	五・七〇	旧	メートル	四三・〇〇	拡幅
	八・五〇	八・五〇	新	メートル	四三・〇〇	

広島県告示第二百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十八年三月十六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道
路線名 大崎上島循環線
道路の区域

区	間		別新旧	敷地の幅員	延長	備考
	新	旧				
豊田郡大崎上島町大串字長道二九番一地从先から 豊田郡大崎上島町大串字長道五番一地从先から	七・八〇	七・八〇	旧	メートル	四六八・三〇	拡幅
	一一・五〇	一一・五〇	新	メートル	四六九・四〇	

広島県告示第二百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県呉地域事務所建設局において、平成十八年三月十六日までの間、縦覧に供する。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤田雄山

道路の種類 県道
路線名 音戸倉橋線
道路の区域

第一項の規定によつて、庄原都市計画道路三・四・一・二号三日市川手線、三・六・四号高小路線を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県土木建築部都市局都市総室都市企画室において縦覧に供する。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第二百三十号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十五年広島県告示第四百三十六号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称
広島市

二 都市計画事業の種類及び名称
広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・四・二〇一号畑口寺田線及び三・四・二〇八号吉見倉重線

三 事業施行期間
平成八年五月九日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

広島県告示第二百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成九年広島県告示第九百六号都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称
広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

三 広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・四・〇一六号山の手線
事業施行期間
平成九年八月二十八日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分

平成九年広島県告示第九百六号の事業地のうち、広島市安芸区船越二丁目、船越四丁目及び船越町地内において事業地を変更する。

使用の部分
なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によつて、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があつた。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあつた年月日
特定非営利活動法人 NPO みちてる	安部 昭一郎	広島県尾道市山波町二九八七番地	この法人は、音楽の振興を図り、音楽を通じて青少年の健全育成を図り、社会教育の推進に寄与することを目的とする。	平成一八年二月一六日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定によつて、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン大竹

二 県の通知の縦覧場所
所在地 大竹市晴海二丁目一番五号
広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室（広島市中区基町一番五二号）

三 大竹市経済課(大竹市小方一丁目一一番一号) 県の通知の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年三月二日から平成十八年四月三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン吉田

所在地 安芸高田市吉田町大字吉田五九四番地一外

二 県の通知の縦覧場所

広島県商工労働部産業振興総室地域産業振興室(広島市中区基町一番五二号)

安芸高田市産業振興部商工観光課(安芸高田市吉田町吉田七九一)

三 県の通知の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

1 期間

平成十八年三月二日から平成十八年四月三日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

2 時間帯

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

平成十八年広島県告示第二百十一号(漁業の免許の内容たるべき事項などの定め)に係る第五種共同漁業について、平成十八年において漁業権者が実施すべき増殖基準を次のとおり定めた。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

公示番号	魚種名	方法	増殖量
			五〇キログラム
内水共第五号	あゆ	種苗放流	五〇
	うなぎ	"	"

庄原市所在の大金地区県営土地改良事業(ため池等整備事業)の工事が平成十八年二月十四日完了した。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年三月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

深安郡神辺町大字道上字渡瀬一三六五番六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

深安郡神辺町字西中条五六五番地

山口 誉敏

山口 察子

次の土地改良事業計画変更協議については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定によって、適当と決定したので、この決定に係る土地改良事業変更計画書の写しを次により平成十八年三月二日から平成十八年三月二十二日まで縦覧に供する。

なお、この決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、尾三地域事務所長に申し出ることができる。

また、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第九條第一項の規定による決定に不服がある者は、広島県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、異議の申出に対する決定の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十八年三月二日

事業主体 地区名 事業名 縦覧場所
 三原市 川西下 区画整理事業 三原市役所
 広島県尾三地域事務所長 大下和男

三次市吉舎町土地改良区から次の役員が就任及び退任した旨の届出があった。
 平成十八年三月二日

広島県備北地域事務所長 堂本雅彦

就任役員

氏名 住 所
 柳田成實 三次市吉舎町徳市二六一三・一
 森川和美 〃 〃 辻三二九
 福場辰昭 〃 〃 吉舎川之内二二六・一
 佐伯保治 〃 〃 檜三二〇
 山中敏三 〃 〃 安田一七二二・一四
 樋之元和彦 〃 〃 〃 六八六
 岡田雅行 〃 〃 〃 一四〇五
 横山勝義 〃 〃 海田原三三九

退任役員

氏名 住 所
 氏成 三次市吉舎町徳市二六一三・一
 柳田成實 〃 〃 辻三二九
 森川和美 〃 〃 吉舎川之内二二六・一
 福場辰昭 〃 〃 檜三二〇
 佐伯保治 〃 〃 安田一七二二・一四
 山中敏三 〃 〃 〃 六八六
 樋之元和彦 〃 〃 〃 一四〇五
 岡田雅行 〃 〃 〃 一四〇五
 横山勝義 〃 〃 海田原三三九

監事

氏名 住 所
 今井康之 〃 〃 〃 九〇九
 割下守 〃 〃 〃 一五五五
 森永亮二 〃 〃 雲通甲一二三
 西家三三 〃 〃 上安田一九九三
 矢谷義三 〃 〃 矢野地八一三
 倉本博 〃 〃 敷地三〇九六・五

職名

氏名 住 所
 柳田成實 三次市吉舎町徳市二六一三・一
 森川和美 〃 〃 辻三二九
 福場辰昭 〃 〃 吉舎川之内二二六・一
 佐伯保治 〃 〃 檜三二〇
 山中敏三 〃 〃 安田一七二二・一四
 樋之元和彦 〃 〃 〃 六八六
 岡田雅行 〃 〃 〃 一四〇五
 横山勝義 〃 〃 海田原三三九

理事

氏名 住 所
 柳田成實 三次市吉舎町徳市二六一三・一
 森川和美 〃 〃 辻三二九
 福場辰昭 〃 〃 吉舎川之内二二六・一
 佐伯保治 〃 〃 檜三二〇
 山中敏三 〃 〃 安田一七二二・一四
 樋之元和彦 〃 〃 〃 六八六
 岡田雅行 〃 〃 〃 一四〇五
 横山勝義 〃 〃 海田原三三九

職名

氏名 住 所
 柳田成實 三次市吉舎町徳市二六一三・一
 森川和美 〃 〃 辻三二九
 福場辰昭 〃 〃 吉舎川之内二二六・一
 佐伯保治 〃 〃 檜三二〇
 山中敏三 〃 〃 安田一七二二・一四
 樋之元和彦 〃 〃 〃 六八六
 岡田雅行 〃 〃 〃 一四〇五
 横山勝義 〃 〃 海田原三三九

職名

氏名 住 所
 柳田成實 三次市吉舎町徳市二六一三・一
 森川和美 〃 〃 辻三二九
 福場辰昭 〃 〃 吉舎川之内二二六・一
 佐伯保治 〃 〃 檜三二〇
 山中敏三 〃 〃 安田一七二二・一四
 樋之元和彦 〃 〃 〃 六八六
 岡田雅行 〃 〃 〃 一四〇五
 横山勝義 〃 〃 海田原三三九

職名

氏名 住 所
 柳田成實 三次市吉舎町徳市二六一三・一
 森川和美 〃 〃 辻三二九
 福場辰昭 〃 〃 吉舎川之内二二六・一
 佐伯保治 〃 〃 檜三二〇
 山中敏三 〃 〃 安田一七二二・一四
 樋之元和彦 〃 〃 〃 六八六
 岡田雅行 〃 〃 〃 一四〇五
 横山勝義 〃 〃 海田原三三九

職名

氏名 住 所
 柳田成實 三次市吉舎町徳市二六一三・一
 森川和美 〃 〃 辻三二九
 福場辰昭 〃 〃 吉舎川之内二二六・一
 佐伯保治 〃 〃 檜三二〇
 山中敏三 〃 〃 安田一七二二・一四
 樋之元和彦 〃 〃 〃 六八六
 岡田雅行 〃 〃 〃 一四〇五
 横山勝義 〃 〃 海田原三三九

横山勝義 海田原三三九
 加川眞吾 三五八五〇・二
 平山文治 吉舎一三一八
 元廣亨 敷地一〇二六
 今井康之 〃 九〇九
 倉本博 〃 三〇九六・五
 伊藤徳充 丸田一五四
 森永亮二 雲通甲一二三
 西家三三 上安田一九九三
 矢谷義三 矢野地八一三
 割下守 敷地一五五五

教育委員会教育長告示

広島県教育委員会教育長告示第六号
 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十三条第二項の規定によつて、平山郁夫美術館に係る博物館登録原簿の登録を次のとおり変更した。
 平成十八年三月二日

広島県教育委員会
 教育長 関 靖直

- 一 変更事項
 - 1 設置者の名称及び住所
 - 2 博物館の所在地
- 二 変更内容

区 分	新	旧	変更年月日
設置者の名称及び住所	尾道市尾道市久保二丁目一五番一号	瀬戸市瀬戸市田町大字瀬戸田二七番地	平成一八年一月一〇日
博物館の所在地	尾道市瀬戸田町沢二〇〇番地二	豊田郡瀬戸田町大字沢二〇〇番地の二	右に同じ

広島県教育委員会教育長告示第七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第百六十七条の十一第二項の規定によつて、平成十八年度における広島県立吉田少年自然の家受入指導業務委託契約及び広島県立福山少年自然の家受入指導業務委託契約の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

平成十八年三月二日

広島県教育委員会

教育長 関 靖直

一 業務の種類

- 1 広島県立吉田少年自然の家受入指導業務
- 2 広島県立福山少年自然の家受入指導業務

二 指名競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のすべてを満たしていると広島県教育委員会教育長が認めた者であること。

- 1 政令第百六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当せず、又は同項各号の規定に該当する事実があつた後二年以上経過していること。
- 2 指名競争入札参加資格審査申請書を提出する時に広島県の県税の滞納がないこと(滞納があることについて正当な理由がある者を除く。)
- 3 広島県内に本店、支店、営業所等を設置していること。
- 4 平成十六年及び平成十七年に受付業務又は各種研修等業務の契約実績があり、かつ、これを滞りなく履行していること。

三 資格審査の申請手続

指名競争入札参加資格審査申請書(別記様式第一号)に、次に掲げる書類を添えて申請を行うこと。

- 1 営業経歴・業務内容調書(別記様式第二号)
- 2 平成十六年及び平成十七年の受付業務又は各種研修業務等の契約状況(別記様式第三号)
- 3 業務履行実績証明書(別記様式第四号)
- 4 派遣登録者の状況(別記様式第五号)
- 5 登記簿謄本(写し可)
- 6 申請日の属する事業年度の直前二事業年度の決算書の写し
- 7 納税証明書(直前一年に納付すべき広島県の県税、消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書)(写し可)
- 8 印鑑証明書(写し可)
- 9 委任状(契約締結権限を支店長、営業所長等に委任している場合に限る。)

10 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五条の規定による許可を受けている場合は、その許可書の写し

11 広島県内に本店、支店、営業所等を設置していることを証する書類(1~10で確認できる場合を除く。)

四 申請書等の作成に用いる言語等

申請書等は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付するものとする。

また、添付書類のうち、金額欄については、日本国通貨をもって記載すること。外国通貨をもって金額を算出しているときは、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率によつて日本国通貨に換算して記載するものとする。

五 申請書等の提出期間

平成十八年三月二日(木)から平成十八年三月十日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時までの間とする。

郵送等による場合は、平成十八年三月十日(金)午後五時までに必着とする。

六 申請書等の提出先

広島県教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課(〒七三〇 八五一四 広島市中区基町九番四二号)

七 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に文書で通知する。

八 資格の有効期間

この告示による資格審査によつて認定された資格の有効期間は、この資格認定の日から平成十九年三月三十一日までとする。

九 資格の取消し

資格の認定を受けた者が、政令第百六十七条の四第一項又は第二項各号の規定のいずれかに該当するに至つた場合は、当該資格の認定を取り消すことがある。

十 その他

- 1 申請書等は、広島県教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課で交付する。
- 2 この資格審査についての問合せは、広島県教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課(電話〇八一五二三五〇一一)にすること。

様式第 3 号

受付業務又は各種研修業務等の契約状況

- 1 履行期間が平成16年 1 月 1 日から平成17年12月31日までの間に係るもののうち、契約額の大きいものから 3 件まで記入すること。
- 2 当該契約が 3 件未満の場合は、2 件又は 1 件を記入すること。
- 3 この様式に記入した契約については、別記様式第 4 号の業務履行実績証明書 (写し可) を必ず提出すること。

(商 号 又 は 名 称) _____
 (担 当 者 名 及 び 連 絡 先) _____

契約の相手方	業 務 名	業 務 内 容	契 約 額 (千 円)	履 行 期 間

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 4 号

業務履行実績証明書

様

申請者 所 在 地
 商号又は名称
 代 表 者

印

貴 (社) 発注に係る業務について、次のとおり履行実績があることを証明してください。

契 約 期 間	契 約 名	内 容	契 約 金 額 (千 円)	履 行 状 況

前記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者
 職氏名

印

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式第 5 号

派遣登録者の状況

(商号又は名称) _____

(平成18年 2 月 1 日現在)

内 容	人 数
広島県内に住所を有する派遣登録者数	人
欄に記載の人数のうち、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する派遣登録者数	人
欄に記載の人数のうち、受付業務又は各種研修等業務経験1年以上の派遣登録者数	人

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

人事委員会規則

深品環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月二日

広島県人事委員会
委員長 丸 山 明

広島県人事委員会規則第五号

深品環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則

深品環境衛生組合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第五十一号）を、廃止する。

規 則

この人事規則を、公布の日から施行する。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第15号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年 3 月 2 日

広島県公安委員会
委員長 宮 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
551230	告示の日 (平成18年 3月2日) から3年間	ぱちんこ遊 技機	CRSA K P 003	株式会社三共 毒島 秀行 代表取締役 毒島 秀行 (群馬県桐生市境野町六 丁目460番地)	左 同
550995	同 上	回胴式遊技 機	F U J I K O W - 01	藤興株式会社 藤川 恵 代表取締役 藤川 恵 (大阪府大阪市浪速区元 町一丁目5番7号ナソバ テラザビル)	左 同

SS1078	回上	回上	スーパー オートウチ	株式会社SNKクリエイティブ 代表取締役 外山 公一 (大阪府吹田市豊津町14 番12号)	在 回
--------	----	----	---------------	--	--------

収用委員会公告

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、土地収用の
 裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十八年三月二日

広島県収用委員会

一 起業者
 呉市

二 事業の種類

広島圏都市計画道路事業三・五・九三三号焼山環状線

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積等

所在地番	地目		面積		裁決手続を開始する土地の面積(m ²)
	公簿	現況	公簿(m ²)	実測(m ²)	
呉市焼山中央一丁目 一三二六番七	宅地	宅地	七・七〇	七・七三	七・七三
一三二六番八	宅地	宅地	一・四五	一・四六	一・四六

四 土地所有者の氏名及び住所

有限会社二岡電工 住所不明

ただし土地登記簿名義人住所

呉市焼山中央一丁目二〇番一四号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(根抵当権者) 広島電機器材株式会社 呉市中央二丁目五番五号

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成十八年二月二十一日